

目標値

基本戦略	目標	現状値	目標値	定義	選定理由	根拠
I	森林の整備面積 (累計)		12,500ha (‘17年度 ～ ‘21年度)	間伐や植栽、下草刈などの 森林整備を実施した面積	水源涵養機能などの森林が持つ 公益的機能を持続的に発揮させる ためには、森林整備が不可欠で あるため、この指標を設定。	将来にわたり県内の森林 を適正に維持していくた め、年間2,500haの森林整備 を行うことを目指す。
II	緑の保全面積	531ha (‘15年度)	557ha (‘21年度)	特別緑地保全地区及び近郊 緑地特別保全地区の指定面 積、緑のトラスト保全地の面 積、公有地化した面積、ふ るさとの緑の景観地指定面 積等の合計	これらの緑地は優れた自然や歴 史的環境を有し県として保全す べき緑地であることから、この指標を 選定。	特別緑地保全地区の指定 やトラスト保全地の取得 及びふるさとの緑の景観 地の指定等を踏まえ、目 標値を設定。
II	外来生物の認知 度	66.3% (‘15年度)	75%以上 (‘21年度)	県政サポーターアンケート調 査による認知度	外来生物による生態系への影 響、人間の生活への影響、農林 水産業への影響などが正しく理解 され、ペット等、人間が飼養・栽培 していた外来生物をむやみに捨て たり逃がしたりしないという意識の 向上を期待できることから、この指 標を選定。	国家戦略の数値目標と同 じ75%以上を目指し、目 標値に設定。
III	身近な緑の創出 面積 (累計)		250ha (‘17年度 ～ ‘21年度)	「彩の国みどり基金」を活用 した緑の創出面積及び県や 市町村の条例に基づく緑化 計画届出制度などによる緑 化面積の合計	身近な緑を創出する取組の成果 を示す数値であることから、この 指標を選定。	類似制度を持つ都府県の中 でトップクラスの創出面 積を目指し、毎年50haを 目標値に設定。
III	彩の国みどりの サポーターズク ラブ入会団体数 (累計)	233団体 (‘15年度)	310団体 (‘21年度)	彩の国みどりのサポーター ズクラブへの企業及び団体 の登録数。	みどりの保全や創出を進めていく ためには、企業やNPO等が自らの 手で緑化活動を実践・実施してい くことが必要であることから、この 指標を選定。	県内の各市町村(63市町 村)で活動する団体数が3 団体程度であることを目 指し、不足数を現状値に プラスして、目標値を設 定。
III	希少野生動植物 種の保護増殖箇 所数(累計)	88か所 (‘15年度)	120か所 (‘21年度)	希少野生動植物の種の保護 に関する条例で、県内希少 野生動植物種に指定されて いる保護増殖箇所数。	県内希少野生動植物種に指定さ れている種を保全していくた めには、保護増殖の取組を推進してい く必要があることから、この指標を 設定。	条例で指定されている希 少野生動植物種のうち、 飼育・栽培が可能な14種 類ごとに2か所以上保護 増殖箇所数を増やすこ とを目指し、目標値を設定。
III	生物多様性の認 知度	70.3% (‘15年度)	75%以上 (‘21年度)	県政サポーターアンケート調 査による認知度	人間活動を要因とする生物多様 性への負荷の低減を図るには、 全ての人々が生物多様性という 言葉の意味やその価値を認識し、 生物多様性の保全に向けた行動 につなげていくことが重要であり、 全ての出発点となることから、この 指標を選定。	国家戦略の数値目標と同 じ75%以上を目指し、目 標値に設定。

用語の解説

用語	説明
アライグマ防除実施計画	外来生物法に基づき、県内市町村や関係機関と連携を図り、アライグマによる在来生態系への悪影響、農業被害、生活被害等の防止を目的とした広域的な防除計画。埼玉県では、平成19年3月に策定し、第3次計画期間は、平成23年4月1日から平成33年3月31日となっている。
維管束植物	植物のうち維管束(水・ミネラル・光合成産物を植物体全体に輸送するための組織)を持つ植物。シダ植物と種子植物が含まれる。
エコツーリズム	1980年代から欧米などで始まった、新しい観光のあり方に関する考え方、あるいは、それについての運動で、NPO法人日本エコツーリズム協会は、エコツーリズムについて「地域の自然や文化への理解を深め、そのよりよい保全とゆとりある活用により、観光と産業を持続的に発展させる運動」と説明している。
NPO	Non-Profit Organization(非営利組織)の頭文字をとった略語。営利を目的とする株式会社などと異なり、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とし、自発的に継続して社会貢献活動を行う組織。
外来生物	国外や国内の他地域から意図的か非意図的にかかわらず、人為的に持ち込まれ、本来の分布域を越えて生息又は生育している生物。
下層植生	森林内において地表付近に生育している低木及び草本類からなる植物集団。
河畔林	河川の周辺に繁茂する森林。
川の国応援団	埼玉県環境部の制度。県内の河川、農業用水、湖沼等でごみ拾い、清掃、水質改善、環境学習及び水生生物の調査等の川の再生活動を行う団体のうち、埼玉県の川の国応援団として登録している団体。
気候変動に関する政府間パネル	英名は、Intergovernmental Panel on Climate Change(略称「IPCC」という)。人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。これまで5回にわたり評価報告書を発表しており、これらの報告書は世界の専門家や政府の査読を受けて作成されたもので、地球温暖化に対する国際的な取組に科学的根拠を与えるものとして極めて重要な役割を果たしている。
希少野生生物	野生生物のうち、その種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は、著しく減少しつつあるもの。
希少野生動植物保護推進員	埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例第31条第1項の規定により設置。希少野生動植物の保護に関する普及啓発や県内希少野生動植物種の生息・生育地の調査等の活動を行っている。
希少野生動植物の種の保護に関する条例	希少な野生動植物を絶滅から守り、県民共通の財産として次代に継承するため、希少野生動植物の種の保護に必要な事項を定めた条例。希少野生動植物の生息・生育が可能な環境保全・創造に努めると共に、県のレッドデータブック掲載種の中でも特に保護が必要な種を「県内希少野生動植物種」に指定して捕獲等を制限する。さらに厳しい規制が必要な場合は、「特定県内希少野生動植物種」に指定しより一層の保護を図る。また、県内希少野生動植物種ごとに保護管理事業計画の策定や希少野生動植物保護区を指定することもできる。
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法に基づき、無秩序な市街化の防止や公害や災害の防止などを目的として指定された区域。
近郊緑地特別保全地区	近郊緑地保全区域内で、無秩序な市街化の防止や、公害や災害の防止などの保全の効果が、特に著しい地区として定められた地区。
珪藻類	植物のうち、黄色植物の一群の総称。水中に単細胞あるいは群体で分布。種類は多い。
県自然環境保全地域	優れた天然林や特異な地形・地質、貴重な動植物の自生地などの良好な自然環境を保全するため、埼玉県自然環境保全条例に基づき指定された地域。
県自然環境保全地域特別地区	県自然環境保全地域内で、自然環境の特質に即して特に保全をはかるため、埼玉県自然環境保全条例に基づき指定された地区。

用語の解説

用語	説明
県政出前講座	県の事業。安心、安全、環境、福祉など県民の生活に関係の深いテーマについて、県の職員が、地域で行われる集会や団体の会議、学校の授業などに出向き、わかりやすく説明する講座のこと。
原生林	過去において大規模な伐採や火入れなど人間による破壊を一度も受けたことがない、自然のままの森林。
合併花類	植物のうち、主に花卉(花びら)が合着して1枚となるもののグループ。なお、最新のAPG分類体系では、この合併花の形質は分類基準として採用されていない。
公有地化	貴重な緑を保全するため、民有地を県や市町村が買い取り、公有地として管理を行うこと。
埼玉県自然学習センター	北本市の北本自然観察公園の中にあり、自然や環境問題について学習し、理解を深めるための県の施設。
埼玉県自然公園指導員	埼玉県の制度。自然公園利用者に対する助言指導、自然解説、情報提供を行う。平成9年からスタートした制度で、任期は2年間。山岳団体やNPO法人からの推薦により、現在60数名のボランティアを委嘱
彩の国みどりのサポーターズクラブ	埼玉県の制度。緑の保全・創出を進めたいと考えている団体・企業・個人が自由に参加できるクラブ。会員相互の交流や情報交換を通じて地域における活動の輪を広げ、県内各地の植樹活動などを促進していくため平成22年8月に発足。
在来種	もともとその地域に自生していた生物種のこと。過去または現在の自然分布域内と分散能力域の範囲内に存在する生物種、亜種、あるいはそれ以下の分類群。
史前帰化植物	有史以前に稲や麦などの栽培植物とともに大陸から日本にもたらされた植物。ナズナ、ヤエムグラ、スベリヒユをはじめ、水田や畑の耕地雑草が多く含まれる。史前帰化種は現在では明治以後の外来種と同列としないで在来種とする見方が一般的である。
自然公園	国立公園、国定公園、県立自然公園の総称。
自然公園特別地域	自然公園内で、特に自然景観を保全する必要がある地域として、自然公園法や県立自然公園条例に基づき指定された地域。
自然ふれあい施設	自然に対する理解を深め、自然保護の普及啓発を図るための施設。埼玉県では、「自然学習センター・北本自然観察公園」、「狭山丘陵いきものふれあいの里」、「さいたま緑の森博物館」などを開設
斜面林	高低差のある斜面に成立した森林。
樹林地	土地の大部分について、樹木が生育している一団の土地であり、樹林には竹林も含まれる。
傷病野生鳥獣保護ボランティア	埼玉県の制度で、傷病野生鳥獣保護診療機関で診療を受けた傷病鳥獣について、放鳥獣が可能になるまで保護を担うボランティアを指す。
照葉樹林	冬でも落葉しない広葉樹で、葉の表面のクチクラ層(角質の層)が発達した光沢の強い深緑色の葉を持つ樹木に覆われた森林。県内ではカシ類・シイ類が主要木である。
植生	陸上のある場所で地表を覆っている植物共同体の総称。その場のあらゆる環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団で植物群落ともいう。植生は、その質的内容から次のように表記されている。 ○原植生…人間による影響を全く受けていない植生のこと、今日ではほとんど消滅している。 ○代償植生…原植生が破壊され、代わって成立している植生のこと。 ○現存植生…現実に触れ、見ることのできる植生のこと、人間の生活圏のほとんどすべての現存植生は、代償植生である。 ○潜在自然植生…一切の人為を停止した場合、その立地においてどのような植生になるか、理論的に考えられる植生のこと。

用語の解説

用語	説明
人獣共通感染症	人と動物に共通する感染症。厚生労働省は人の健康問題という視点に立って、「動物由来感染症」という言葉を使っている。
人工林	木材の供給等を目的にスギやヒノキなどを植栽、さし木など、人為的に造成した森林。
薪炭林(しんたんりん)	薪(たきぎ)や炭の原料となる木材を採取するための森林。クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、エノキなどの樹種で構成された、いわゆる里山の雑木林を指す。
侵略的外来生物	外来生物のうち、在来生物の絶滅につながるおそれがあったり農作物被害など、生態系や人間生活に著しい影響を与える生物。
森林	一般的には、スギ・ヒノキ等の針葉樹、ケヤキ・コナラ・シラカシ・スダジイ等の広葉樹など様々な樹木が生育している場所。一般的に空間な広がりがある樹林により広いものを指す。
森林のCO ₂ 貯蔵	樹木は、光合成により大気中のCO ₂ (二酸化炭素)を同化し、幹や枝として貯える。80年生のスギ人工林は、1ha当たり約620tのCO ₂ を貯蔵している。
水源涵養	樹木・地表植生及び土壌などにより雨水、融雪水を一度貯留し、徐々に溪流に放出させて、水質の浄化を行うことをいう。
生態系	植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合した系(システム)。
生物多様性保全活動団体登録制度	埼玉県制度。県内で希少野生動植物種の保護・増殖活動、生き物モニタリング調査、外来生物の駆除活動のいずれかの活動を行っている団体を対象とした登録制度。
蘚苔類	植物のうち陸上植物かつ非維管束植物であるような植物の総称、もしくはそこに含まれる植物のこと。コケ植物
藻類	植物のうち酸素発生型光合成を行う生物のうち、主に地上に生息するコケ植物、シダ植物、種子植物を除いたものの総称
第二種特定鳥獣管理計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2の規定に基づく計画。生息数の著しい増加や生息域の拡大を及ぼす鳥獣の管理の強化等を目的としている。
単子葉類	植物の中で被子植物のうち、1枚の子葉を持つことで特徴づけられている植物
地域制緑地	法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の保全が図られている地区。都市緑地法で規定する「特別緑地保全地区」や、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例で規定する「ふるさとの緑の景観地」などがある。
地衣類	菌類(主に子囊菌類)のうちで、シアノバクテリアあるいは藻類(緑藻)を共生させることで自活できるようになったもの
鳥獣保護管理員	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第78条に基づき設置した県の非常勤職員。狩猟の取締り、鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣の生息状況調査などを行う。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、無秩序な市街地化の防止や公害・災害の防止に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質変更などを行うに際し許可が必要となる地区。
都市生態系	都市生態系とは、都市や市街地に生息する生物とその生息地(樹林地・公園・水域など)、それらと影響しあう物理的環境(地形・大気・水・土壌など)、人間社会(家庭・社会・産業など)、建造物(住宅・道路・その他のインフラなど)からなるひとまとまりのシステムのこと。
都市鳥	人口が集中し活発な経済活動が営まれる都市は、人の利便性や効率性を追求してつくられた人工環境である。その都市で食物資源を利用し、繁殖や越冬の場所を確保するなどして都市環境に適応した野生鳥類を都市鳥という。

用語の解説

用語	説明
二次林	伐採等の人為的な行為や火災などの後に自然に成立した森林。
農業集落排水施設	農業用水の水質を保全し、農山村地域における生活環境を改善するための生活排水処理施設(通常は浄化槽として設置される。)のこと。公共下水道計画区域外の農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。
農用林	農家の生活や農業生産を支える森林。農業生産用資材や農家の生活用資材の供給など、多目的に利用される。
BOD	生物化学的酸素要求量。生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。
ヒートアイランド	人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図るため、「ふるさと埼玉の緑を守る条例」として昭和54年3月に制定された県の条例。計画的な緑地保全、協働による緑地保全、多様な緑化の推進の3つを柱として平成17年3月に「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」として改正。
ふるさとの緑の景観地	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、樹林地で優れた景観を有する区域を指定するものであり、指定した区域においては、木竹の伐採等について届出の義務を課し、開発行為との調整を図りながら保全を行う。
平地林	平地部分にある林。薪や山菜、たい肥の原料となる落ち葉の採取などに利用される。
保安林	水源の涵養、土砂の崩壊やその他の災害の防備等の公益的な目的を達成するため、森林法に基づき、指定された森林。
「緑」と「みどり」	「緑」とは、樹木や樹林地などの身近な緑を指して使用し、「みどり」とは森林や平地林、河川や池沼を含む湿地などの総称として使用している。
緑のトラスト保全地	さいたま緑のトラスト基金により取得・保全する緑地。県では、県民から広く寄附を募り、それを資金として埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として末永く保全していこうという「さいたま緑のトラスト運動」を展開している。昭和59年に県民主体の運動の推進組織として財団法人さいたま緑のトラスト協会が発足し(平成24年4月に公益財団法人へ移行)、昭和60年には、この運動の財源となるさいたま緑のトラスト基金が設置されている。
屋敷林	落ち葉による堆肥生産や屋敷の防風、垣根の代わりとして、屋敷を取り囲むようにして植えられている樹林。
野生の生きものつれあう学校	鳥獣保護思想の普及啓発を目的とする国の事業として、昭和39年に「愛鳥モデル校」として始まり、昭和63年に埼玉県が独自に「野鳥とふれあう学校」と名称を変更。さらに活動範囲を野鳥だけに限定するのではなく、野生生物全般へと拡大するために、平成5年に「野生の生きものつれあう学校」と改名。環境と人間とが望ましい関係を確立し生きものにやさしい環境をつくるため、次代を担う子供達が自然に親しみ、自然に学び、自然を守ることの大切さを身につけることを目的として、県内の小、中学校及び高等学校を対象としている。
谷戸(やと)	丘陵地が侵食されて形成された谷状の地形のこと。また、そのような地形を利用した農業とそれに付随する生態系を指すこともある。谷(や、やと)・谷津(やつ)・谷地(やち)などとも呼ばれ、主に東日本の丘陵地で多く見られる。
離弁花類	植物のうち主に花卉(花びら)が合着していない(離生する)もののグループ。花卉がないものや、花被(花卉・がく)がないものも含む。
緑視率	視界の中に占める緑の割合。平面的にとらえる「緑被率」に対して、空間的な実感に近い指標として考えられた概念。 ⇔「緑被率」とは平面に占める緑の割合。

用語の解説

用語	説明
緑化計画届出制度	埼玉県内で、敷地面積1,000平方メートル以上の建築(新築、改築、増築、移転)を行う場合には、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」第26条に基づき、「緑化計画届出書」を作成し、県に提出する制度。同条例施行規則第25条に定める「緑化基準」を満たすものとする。
緑地保全地域	都市緑地法に基づき、都市近郊の比較的大規模な緑地において、届出制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全するために指定される地域。
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説したもの。埼玉県では動物編を平成8年に植物編を平成10年に発行し、以降交互に改訂している。

埼玉県生物多様性保全戦略策定の検討経緯

本戦略の策定に当たっては、「埼玉県生物多様性保全戦略検討庁内ワーキンググループ（WG）」及び「埼玉県生物多様性保全戦略検討委員会」を設置し、検討を行いました。

WG会議及び検討委員会の開催状況、委員は以下のとおりです。

1 開催状況

開催会議・検討委員会	開催年月日	検討事項
第1回WG会議	平成27年6月16日	生物多様性保全県戦略（平成20年3月策定）の見直し方針について検討
第2回WG会議	平成27年9月8日	埼玉県生物多様性保全戦略の骨格について検討
第3回WG会議	平成27年10月29日	埼玉県生物多様性保全戦略素案作成の進め方について検討
第4回WG会議	平成27年11月25日	埼玉県生物多様性保全戦略の素案構成について検討
第5回WG会議	平成28年12月26日	埼玉県生物多様性保全戦略の素案構成について検討
第1回検討委員会	平成29年2月1日	埼玉県生物多様性保全戦略の素案について検討
第2回検討委員会	平成29年7月13日	埼玉県生物多様性保全戦略の案について検討
第3回検討委員会	平成29年8月31日	埼玉県生物多様性保全戦略の案について検討
第4回検討委員会	平成30年1月24日	埼玉県生物多様性保全戦略の案について最終検討

2 埼玉県生物多様性保全戦略検討委員

（順不同、敬称略、所属等は当時）

埼玉大学大学院理工学研究科 教授	浅 枝 隆
東京大学 准教授（県文化財審議会委員）	石 田 健
NPO法人 埼玉県絶滅危惧植物種調査団 代表理事	牧 野 彰 吾
特定非営利活動法人 埼玉県絶滅危惧動物種調査団 代表理事	碓 井 徹
公益財団法人 埼玉県生態系保護協会 事務局長	堂 本 泰 章
NPO法人 自然観察指導員埼玉 代表理事	小 峯 昇
埼玉昆虫談話会 会長	江 村 薫
県環境科学国際センター	担 当 (WG構成員兼務)
県農林部森づくり課	担 当 (WG構成員兼務)
県農林部農村整備課	担 当 (WG構成員兼務)
県農業技術研究センター	担 当 (WG構成員兼務)
県寄居林業事務所	担 当 (WG構成員兼務)
県国土整備部河川砂防課	担 当 (WG構成員兼務)
県国土整備部水辺再生課	担 当
県都市整備部公園スタジアム課	担 当 (WG構成員兼務)